

平成 27 年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

1. 指導の実施状況

(1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1, 566件	1, 331件	1, 506件	4, 403件
保 険 医 等	4, 287人	1, 845人	2, 143人	8, 275人

(2) 新規個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2, 170件	1, 709件	2, 616件	6, 495件
保 険 医 等	2, 666人	1, 847人	3, 430人	7, 943人

(3) 集団的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	4, 305件	5, 002件	3, 928件	13, 235件

2. 適時調査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2, 561件	0件	1件	2, 562件

3. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	37件	45件	8件	90件
保 険 医 等	78人	81人	22人	181人

4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区 分		医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	指 定 取 消	4件	11件	0件	15件
	指 定 取 消 相 当	6件	15件	1件	22件
	計	10件	26件	1件	37件
保 険 医 等	登 録 取 消	6人	15人	1人	22人
	登 録 取 消 相 当	1人	3人	0人	4人
	計	7人	18人	1人	26人

5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 20件 (保険者、医療機関従事者等、医療費通知に基づく被保険者等)
- (2) その他 17件

6. 返還金額の状況

返還金額は、124億3,737万円であった。

- ・ 指導による返還分 45億1,089万円
- ・ 適時調査による返還分 76億3,351万円
- ・ 監査による返還分 2億9,297万円

7. 指導・監査等の実施状況等の年度推移

区分	保険医療機関等 (単位:件)					保険医等 (単位:人)						
	年度	23	24	25	26	27	年度	23	24	25	26	27
個別指導	医科	1,428	1,553	1,563	1,604	1,566	医師	5,993	5,074	8,166	7,797	4,287
	歯科	1,253	1,358	1,400	1,365	1,331	歯科医師	1,900	1,854	2,126	2,196	1,845
	薬局	1,274	1,391	1,437	1,497	1,506	薬剤師	1,836	2,245	1,905	2,073	2,143
	計	3,955	4,302	4,400	4,466	4,403	計	9,729	9,173	12,197	12,066	8,275
新規個別指導	医科	2,039	2,205	2,104	2,097	2,170	医師	2,297	2,939	2,475	2,355	2,666
	歯科	1,390	1,522	1,557	1,623	1,709	歯科医師	1,607	1,921	1,822	1,916	1,847
	薬局	2,205	2,376	2,509	2,798	2,616	薬剤師	3,052	3,588	3,383	3,538	3,430
	計	5,634	6,103	6,170	6,518	6,495	計	6,956	8,448	7,680	7,809	7,943
集個 団 指 的 導	医科	4,742	4,565	4,499	4,170	4,305						
	歯科	5,043	5,085	5,003	5,058	5,002						
	薬局	3,769	3,702	3,967	3,851	3,928						
	計	13,554	13,352	13,469	13,079	13,235						
適時調査	医科	2,124	2,217	2,453	2,346	2,561						
	歯科	10	22	12	0	0						
	薬局	140	170	43	1	1						
	計	2,274	2,409	2,508	2,347	2,562						
監 査	医科	100	53	37	35	37	医師	225	147	101	112	78
	歯科	45	35	47	45	45	歯科医師	96	78	98	148	81
	薬局	16	9	10	7	8	薬剤師	39	17	33	32	22
	計	161	97	94	87	90	計	360	242	232	292	181
取 消 (取消相当含む)	医科	20	42	37	15	10	医師	10	12	9	8	7
	歯科	21	22	21	19	26	歯科医師	21	24	16	14	18
	薬局	4	8	1	7	1	薬剤師	3	6	1	8	1
	計	45	72	59	41	37	計	34	42	26	30	26

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
		23	24	25	26	27
保険者等からの情報提供		26	38	30	25	20
その他		19	34	29	16	17
合計		45	72	59	41	37

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	合 計	
23	207,754	558,133	63,513	829,401	—
24	405,599	722,491	175,799	1,303,890	474,489
25	341,903	617,508	501,756	1,461,167	157,277
26	413,453	651,527	267,397	1,332,377	▲128,790
27	451,089	763,351	29,297	1,243,737	▲88,640

8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集团的個別指導				適時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	41	19	16	76	41	39	31	111	0	238	165	403	189	0	0	189	1	2	1	4
02 青森	24	24	24	72	20	9	32	61	35	41	47	123	45	0	0	45	0	0	0	0
03 岩手	28	24	23	75	12	10	16	38	33	49	45	127	46	0	0	46	0	1	0	1
04 宮城	38	34	44	116	38	23	58	119	53	85	86	224	69	0	0	69	0	2	0	2
05 秋田	14	19	18	51	19	6	24	49	24	37	43	104	43	0	0	43	0	0	1	1
06 山形	33	17	22	72	14	9	25	48	31	32	44	107	45	0	0	45	1	1	0	2
07 福島	43	35	35	113	14	13	18	45	53	70	62	185	63	0	0	63	0	1	0	1
08 茨城	42	48	43	133	30	27	43	100	55	107	93	255	48	0	0	48	0	0	0	0
09 栃木	38	35	29	102	23	11	38	72	38	77	61	176	37	0	0	37	0	0	0	0
10 群馬	7	29	15	51	26	19	48	93	59	66	61	186	32	0	0	32	1	1	0	2
11 埼玉	72	82	80	234	104	111	129	344	145	187	192	524	49	0	0	49	0	0	0	0
12 千葉	51	44	66	161	110	93	106	309	101	250	168	519	55	0	0	55	0	1	0	1
13 東京	62	35	82	179	345	268	308	921	525	785	286	1,596	128	0	0	128	12	8	2	22
14 神奈川	64	75	111	250	187	150	226	563	282	353	247	882	60	0	0	60	1	0	0	1
15 新潟	26	13	42	81	19	30	45	94	51	96	81	228	43	0	0	43	0	1	0	1
16 山梨	14	17	16	47	16	16	15	47	31	28	31	90	24	0	0	24	0	0	0	0
17 長野	44	39	33	116	29	17	43	89	60	58	56	174	51	0	0	51	0	1	0	1
18 富山	19	16	15	50	8	9	30	47	24	35	32	91	46	0	0	46	0	1	0	1
19 石川	31	17	16	64	14	10	26	50	26	36	37	99	71	0	0	71	0	0	0	0
20 岐阜	9	28	7	44	45	32	74	151	68	48	73	189	41	0	0	41	3	0	1	4
21 静岡	36	53	46	135	54	45	88	187	133	129	125	387	50	0	0	50	0	2	0	2
22 愛知	50	57	88	195	154	109	153	416	236	293	226	755	70	0	0	70	2	0	0	2
23 三重	25	32	29	86	21	12	34	67	54	63	56	173	52	0	0	52	0	0	0	0
24 福井	11	12	10	33	6	7	14	27	18	19	21	58	38	0	0	38	0	0	0	0
25 滋賀	28	22	21	71	25	9	38	72	37	28	39	104	35	0	0	35	0	1	0	1
26 京都	14	16	35	65	55	37	46	138	155	105	69	329	66	0	0	66	0	0	0	0
27 大阪	45	47	21	113	193	168	210	571	570	434	286	1,290	101	0	0	101	4	4	0	8
28 兵庫	51	23	24	98	125	61	111	297	221	236	188	645	63	0	0	63	1	4	0	5
29 奈良	28	23	18	69	25	15	23	63	55	26	36	117	38	0	0	38	1	2	0	3
30 和歌山	23	22	17	62	18	7	26	51	46	39	33	118	38	0	0	38	1	0	0	1
31 鳥取	9	11	11	31	8	5	4	17	21	18	18	57	26	0	0	26	0	1	1	2
32 島根	23	12	12	47	10	4	10	24	27	23	21	71	30	0	0	30	0	0	0	0
33 岡山	21	6	29	56	35	24	41	100	97	0	52	149	58	0	0	58	2	1	0	3
34 広島	23	14	59	96	63	52	51	166	147	121	96	364	59	0	0	59	1	0	1	2
35 山口	39	24	31	94	17	11	19	47	50	54	58	162	50	0	0	50	1	0	0	1
36 徳島	23	16	15	54	9	8	22	39	36	32	31	99	38	0	0	38	0	2	0	2
37 香川	26	19	21	66	9	13	27	49	28	30	40	98	40	0	0	40	1	1	0	2
38 愛媛	45	29	22	96	11	9	30	50	49	54	43	146	41	0	0	41	0	0	0	0
39 高知	15	13	15	43	4	10	15	29	31	30	30	91	44	0	1	45	0	1	0	1
40 福岡	43	53	72	168	92	84	120	296	257	240	207	704	93	0	0	93	1	2	0	3
41 佐賀	27	16	20	63	13	8	17	38	31	32	39	102	42	0	0	42	0	0	0	0
42 長崎	53	31	29	113	18	10	20	48	74	62	57	193	55	0	0	55	2	1	0	3
43 熊本	56	32	29	117	18	30	51	99	50	55	61	166	52	0	0	52	1	0	0	1
44 大分	36	20	20	76	12	12	13	37	50	43	41	134	53	0	0	53	0	1	0	1
45 宮崎	36	21	22	79	7	19	25	51	35	41	44	120	47	0	0	47	0	0	1	1
46 鹿児島	46	33	33	112	24	16	38	78	64	67	65	196	55	0	0	55	0	2	0	2
47 沖縄	34	24	20	78	30	22	35	87	39	50	36	125	42	0	0	42	0	0	0	0
合計	1,566	1,331	1,506	4,403	2,170	1,709	2,616	6,495	4,305	5,002	3,928	13,235	2,561	0	1	2,562	37	45	8	90

9. 保険医療機関等取消等状況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指定取消年月日 () は取消相当	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消年月日 () は取消相当
1 北海道	医療法人社団 板垣小児科内科医院 (H27. 4. 8廃止)	医	(H27. 10. 21)	26,715千円	架空請求、付増請求、その他の請求	板垣 康夫	H27. 10. 21
2 北海道	医療法人社団大鷹会 環状通わたべ歯科 (H27. 9. 15廃止)	歯	(H27. 10. 21)	精査中	付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	渡部 一大	H27. 10. 21
3 北海道	おくやま歯科医院	歯	H28. 2. 8	精査中	架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	奥山 雅貴	H28. 2. 8
4 岩 手	高橋歯科医院	歯	H27. 10. 21	精査中	付増請求、振替請求	高橋 英一	H27. 10. 21
5 宮 城	畑岡歯科医院	歯	H27. 6. 4	14,060千円	振替請求	畑岡 拓	H27. 6. 4
6 宮 城	ふたば歯科	歯	H28. 2. 25	精査中	振替請求、付増請求	尾形 定義	H28. 2. 25
7 福 島	医療法人 アップル歯科医院	歯	H27. 9. 9	精査中	付増請求、振替請求、その他の請求	根本 隆一	H27. 9. 9
8 福 島	二本松訪問歯科クリニック (H26. 3. 25廃止)	歯	(H27. 9. 9)	5,531千円	その他の請求	—	—
9 栃 木	林歯科クリニック	歯	H27. 5. 22	480千円	振替請求	林 秀城	H27. 5. 22
10 埼 玉	三原歯科医院 (H27. 3. 31廃止)	歯	(H28. 1. 22)	1,816千円	付増請求、振替請求、二重請求	三原 一男 (H27. 11. 14登録抹消) 三原 俊介	(H28. 1. 22) H28. 1. 22
11 東 京	医療法人社団榊島会 榊島病院 (H27. 7. 8廃止)	医	(H27. 10. 23)	精査中	その他の請求	—	—
12 東 京	三原薬局 (H26. 6. 16廃止)	薬	(H28. 3. 18)	精査中	付増請求	丹野 和彦	H28. 3. 18
13 山 梨	コマキ歯科 (H25. 3. 14廃止)	歯	(H27. 6. 25)	1,914千円	付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	—	—
14 山 梨	医療法人社団健昌会 コマキ歯科 (H26. 9. 2廃止)	歯	(H27. 6. 25)	86千円	付増請求、振替請求	—	—
15 長 野	諏訪湖スパクリニック歯科 (H25. 3. 31廃止)	歯	(H27. 6. 25)	1,389千円	付増請求、振替請求、その他の請求	—	—
16 静 岡	水野歯科クリニック	歯	H28. 2. 18	精査中	付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	水野 重康	H28. 2. 18
17 大 阪	はざの皮膚科	医	H27. 10. 29	232千円	付増請求、振替請求、その他の請求	裕野 比呂江	H27. 10. 29
18 大 阪	医療法人貴綾会 石川クリニック	医	H27. 5. 5	4,515千円	架空請求、付増請求、その他の請求	—	—
19 大 阪	医療法人 丸山診療所 (H25. 12. 31廃止)	医	(H27. 10. 22)	精査中	架空請求、付増請求	丸山 貴靖	H27. 10. 22
20 大 阪	ナガヤマクリニック	医	H27. 12. 14	3,575千円	付増請求	長山 栄勲	H27. 12. 14
21 大 阪	佐々木診療所 (H28. 2. 20廃止)	医	(H28. 2. 29)	精査中	架空請求、付増請求、振替請求	佐々木 俊夫	H28. 2. 29
22 大 阪	狭川歯科医院	歯	H27. 4. 2 【執行停止中】	精査中	付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	狭川 正	H27. 4. 2 【執行停止中】
23 大 阪	医療法人社団裕和会 高槻ハート歯科 (H27. 1. 31廃止)	歯	(H27. 11. 12)	精査中	付増請求、振替請求、その他の請求	—	—
24 大 阪	医療法人社団裕和会 新大阪デンタルクリニック (H27. 1. 31廃止)	歯	(H27. 11. 12)	1,621千円	振替請求、その他の請求	—	—
25 兵 庫	医療法人社団裕和会 甲南デンタルクリニック	歯	H27. 4. 2	精査中	振替請求、その他の請求	—	—

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指定取消年月日 () は取消相当	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消年月日 () は取消相当
26 奈 良	小明眼科クリニック (H24. 4. 30廃止)	医	(H27. 7. 21)	1,750千円	振替請求	—	—
27 奈 良	奈良デンタルクリニック (H25. 9. 30廃止)	歯	(H28. 1. 22)	精査中	付増請求、振替請求、その他の請求	—	—
28 奈 良	医療法人社団桜和会 奈良デンタルクリニック (H28. 1. 18廃止)	歯	(H28. 1. 22)	精査中	振替請求、その他の請求	—	—
29 和 歌 山	たまき皮膚科耳鼻科 (H26. 12. 31廃止)	医	(H27. 12. 7)	14,590千円	付増請求、振替請求	玉置 かおり (H27. 8. 9登録抹消)	(H27. 12. 7)
30 鳥 取	大草歯科医院 (H27. 10. 29廃止)	歯	(H27. 12. 14)	2,071千円	付増請求、振替請求	大草 了	H27. 12. 14
31 岡 山	医療法人 水島圭一内科医院	医	H27. 12. 14	精査中	架空請求、付増請求	水島 圭一	H27. 12. 14
32 福 岡	みつおみ歯科医院 (H26. 11. 25廃止)	歯	(H27. 5. 26)	精査中	監査拒否	尾形 光臣 (H26. 12. 26登録抹消)	(H27. 5. 26)
33 福 岡	末松歯科クリニック	歯	H28. 3. 8	精査中	付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	末松 明	H28. 3. 8
34 佐 賀	えさき歯科 (H27. 3. 31廃止)	歯	(H27. 5. 26)	4,768千円	架空請求、付増請求、振替請求	江崎 智康	H27. 5. 26
35 長 崎	藤山歯科医院 (H27. 5. 1辞退)	歯	(H28. 3. 8)	精査中	監査拒否	藤山 朝弘 (H27. 7. 16登録抹消)	(H28. 3. 8)
36 鹿 児 島	医療法人 福重歯科医院 (H27. 9. 30廃止)	歯	(H27. 10. 22)	1,122千円	付増請求、振替請求	福重 俊郎	H27. 10. 22
37 沖 縄	ラビット歯科	歯	H27. 5. 26	精査中	振替請求、二重請求、その他の請求	飛土 明洋	H27. 5. 26
○保険医療機関等		指定取消	指定取消相当	○保険医等		登録取消	登録取消相当
医 科		4件	6件	医 師		6人	1人
歯 科		11件	15件	歯科医師		15人	3人
薬 局		0件	1件	薬 剤 師		1人	0人
計		15件	22件	計		22人	4人

※ 返還額は、平成28年10月末現在のものである。

10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

【医科】

保険医療機関等名	(和歌山県) たまき皮ふ科耳鼻科 【平成26年12月31日廃止】
不正の区分	付増請求、振替請求 (返還金額 14,590千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯 患者の母親から、日高川町及び和歌山県を通じて近畿厚生局和歌山事務所に対し、医療費通知に記載された医療費の額が高いので、日高川町役場で診療報酬明細書を確認したところ、受けた記憶がない処置、手術及び検査が請求されている旨の情報提供があった。個別指導を実施したところ、検査を実施していないにもかかわらず、診療録に不実記載し診療報酬を請求していたことを認めため、個別指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>3. 処分等 平成27年12月7日 元保険医療機関の指定取消相当、元保険医の登録取消相当 ※当該保険医療機関は平成26年12月31日付で廃止、当該保険医は平成26年12月31日付で登録抹消をしていることから、指定及び登録の取消相当の取扱いとしている。</p>

【歯科】

保険医療機関等名	(佐賀県) えさき歯科 【平成27年3月31日廃止】
不正の区分	架空請求、付増請求、振替請求 (返還金額 4,768千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯 個別指導を実施したところ、保険医は歯科医師1人であるにもかかわらず、異なる施設の複数の患者に対して同じ時刻に歯科訪問診療を行ったとする請求が散見された。このことについて説明を求めたところ、明確な回答が得られなかったことから個別指導を中断。再開した個別指導において、歯科訪問診療に関する疑義がさらに強まったため、個別指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>3. 処分等 平成27年5月26日 元保険医療機関の指定取消相当、保険医の登録取消 ※当該保険医療機関は平成27年3月31日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとしている。</p>

【薬局】

保険医療機関等名	(東京都) 三原薬局 【平成26年6月16日廃止】
不正の区分	架空請求、付増請求 (返還金額 精査中)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯 個別指導を実施したところ、特定の医療機関から虚偽の日付を交付年月日に記載した処方せんを受けて欲しい旨依頼され、それに従い調剤を行った旨の発言があり、不正請求が強く疑われたことから、個別指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・実際には行っていない保険調剤を行ったものとして調剤報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険調剤に行っていない保険調剤を付け増して、調剤報酬を不正に請求していた。</p> <p>3. 処分等 平成28年3月18日 元保険薬局の指定取消相当、保険薬剤師の登録取消 ※当該保険薬局は平成26年6月16日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとしている。</p>

(用語解説)

I 全般的事項

1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関または薬局の申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。指定を受けることにより、いわゆる保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を提供できることとなる。

2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師または薬剤師の申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

3 不正請求

診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

① 架空請求

実際に診療(調剤を含む。以下同じ。)を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

⑤ その他の請求

- a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合
- d 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査または監査の結果、不正請求または不当請求が確認された場合に、同様の事故について保険医療機関等において自己点検のうえ地方厚生(支)局に提出した返還同意書に記載された金額。

本資料における返還金額は、指導に関するものであれば、平成27年度以前に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自己点検結果について、平成28年3月末までに地方厚生(支)局において返還同意書を受領したものである。

II 指導関係

1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集团的個別指導、個別指導に分類される。

2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(経過観察・再指導・要監査)が採られる。

3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

4 集团的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

III 適時調査関係

1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約400種類の施設基準がある。

2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

IV 監査関係

1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。

本資料における監査件数(人数)は、平成27年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。